

平成29年 7月 3日

保護者様へ

京都市立松尾中学校
校長 佐々木 道浩

台風に対する非常措置について

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、現在台風3号が接近中ですが、本市においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとることが定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 登校前に発令された場合

(1) 「特別警報」が発令されたときは、解除されるまで登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

午前0時までに解除になった場合は、5校時から始業(13時に登校) (給食は中止)

午前0時を過ぎても「特別警報」が発令中の場合は、臨時休業とします。

(2) 「暴風警報」が発令されたときは、解除されるまで登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

午前7時までに解除になった場合 平常授業

午前9時までに解除になった場合 3校時から始業(10時40分に登校)

午前11時までに解除になった場合 5校時から始業(13時に登校) (給食は中止)

午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

2. 在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

災害時に電話やメールが使えないことも考えられます。これを機に鍵の受け渡し方法や待ち合わせ場所などを家族で相談しておいてください。

上記のような措置をとる場合は、学校のホームページでもお知らせします。

